

(その1)

収 支 報 告 書

3175

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称

きたがみけいろうこうえんかい

北神圭朗後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地

京都市右京区西院西田町23日新ビル2F

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名

北神 圭朗

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	

資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
北神 圭朗	
公職の種類	
衆議院議員(現職)	

4 会計責任者の氏名

北神 敦子

事務担当者の氏名

金井 秀臣

(電話) 080-3485-2996

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

1 収支の総括表

収入総額				5	3	3	0	2	1	1	6
(前年からの繰越額)					5	8	4	3	1	7	1
(本年の収入額)				4	7	4	5	8	9	4	5
支出総額				4	8	4	5	0	8	1	3
翌年への繰越額					4	8	5	1	3	0	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金額						3	0	7	5	0	0	0
員数										3	5	4 [^]

(2) 寄附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額						備考					
(ア) 個人からの寄附				5	7	6	0	0	0			
(うち特定寄附)									0			
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0			
(ウ) 政治団体からの寄附			3	1	0	0	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			3	1	5	7	6	0	0	0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0			
イ 政党匿名寄附									0			
合計 (ア + イ)			3	1	5	7	6	0	0	0		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額									備 考
項 目		十	百	千	百	千	百	千	百	千	円
1 経 常 経 費											
(1) 人 件 費			1	2	4	7	3	5	2	2	
(2) 光 熱 水 費					2	8	1	0	1	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2	4	0	9	5	8	7	
(4) 事 務 所 費				9	4	6	5	0	6	9	
小 計			2	4	6	2	9	1	8	8	
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費				1	7	7	9	0	9	5	
(2) 選 挙 関 係 費							8	9	7	3	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			2	1	4	4	0	6	0	7	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			1	2	1	5	9	9	7	4	
イ 宣 伝 事 業 費					6	1	4	1	1	6	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				4	7	9	0	0	9	7	
エ そ の 他 の 事 業 費				3	8	7	6	4	2	0	
(4) 調 査 研 究 費						1	6	9	5	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金										0	
(6) そ の 他 の 経 費					5	7	6	0	0	0	
小 計			2	3	8	2	1	6	2	5	
合 計			4	8	4	5	0	8	1	3	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 2.光熱水費					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		億	百万	千	円				
1	光熱水費			268	04	R5/1/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
2	光熱水費			322	86	R5/2/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
3	光熱水費			321	05	R5/3/7	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
4	光熱水費			218	20	R5/4/12	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
5	光熱水費			193	81	R5/5/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
6	光熱水費			162	73	R5/6/9	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
7	光熱水費			193	62	R5/7/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
8	光熱水費			232	75	R5/8/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
9	光熱水費			239	27	R5/9/8	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
10	光熱水費			221	72	R5/10/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
11	光熱水費			188	59	R5/11/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
12	光熱水費			180	10	R5/12/8	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
	この頁の小計			274	274				
	その他の支出			67	36				
	合 計			281	010				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金 額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
		十億	百万	千	円			
31	用紙・インク代			577	44	R5/3/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
32	用紙・インク代			883	79	R5/4/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
33	用紙・インク代			660	00	R5/5/8	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
34	用紙・インク代			752	84	R5/6/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
35	用紙・インク代			391	38	R5/7/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
36	用紙・インク代			710	19	R5/8/7	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
37	用紙・インク代			589	76	R5/9/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
38	用紙・インク代			430	15	R5/11/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
39	用紙・インク代			536	03	R5/12/6	理想科学工業㈱京都支店 京都市中京区二条殿町538㌾㌾烏丸御池㌾㌾6F	
40	複合機リース代			149	16	R5/6/5	㈱クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1 ㌾㌾㌾60	
41	複合機リース代			110	10	R5/6/29	リコーリース㈱ 東京都千代田区紀尾井町4-1	
	この頁の小計			577	371			
	その他の支出			405	511			
	合計		2	409	587			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 4.事務所費				
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
		億	百万	千	円				
31	事務所家賃			1	650000	R5/5/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
32	事務所家賃			1	650000	R5/6/9	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
33	事務所家賃			1	650000	R5/7/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
34	事務所家賃			1	650000	R5/8/10	木村クリーニング店	京都市右京区葛野大路高辻西入50m	
35	電話レンタル代			1	1814	R5/5/10	(株)ジェーシービー	鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1	
36	電話代			2	7293	R5/10/22	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
37	電話代			2	7293	R5/12/2	NITファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
38	電話代			2	7293	R5/12/22	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
39	電話代			3	5354	R5/7/26	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
40	電話代			2	7293	R5/8/23	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
41	電話代			2	7293	R5/9/23	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
42	電話代			1	0045	R5/2/10	(株)ジェーシービー	鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1	
43	電話代			1	5015	R5/4/10	(株)ジェーシービー	鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1	
44	電話代			1	0263	R5/5/10	(株)ジェーシービー	鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1	
45	電話代			1	4900	R5/7/10	(株)ジェーシービー	鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1	
	この頁の小計			8	93856				
	その他の支出								
	合 計								

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 1.組織活動費 (交際費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考	
		十億	百万	千	円					
	この頁の小計								0	
	その他の支出					3	8	8	6	3
	合計					3	8	8	6	3

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 3.機関紙誌の発行事業費 (発送費)								
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考					
		十億	百万	千	円										
1	郵送代		2	8	3	6	9	2	8	R5/3/16	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1			
2	郵送代					7	6	0	6	4	R5/3/16	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1		
3	郵送代		1	8	5	2	6	4	0	R5/3/16	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1			
4	郵送代					6	9	7	0	5	6	R5/3/16	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	郵送代						8	0	8	1	8	R5/9/27	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	郵送代		1	5	6	9	2	0	2	R5/9/27	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1			
7	郵送代					6	9	7	4	0	8	R5/9/27	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	郵送代		1	8	2	8	5	8	8	R5/9/27	日本郵便	東京都千代田区大手町2-3-1			
9	発送用袋代					1	2	1	0	0	0	R5/1/11	働大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
	この頁の小計		9	7	5	9	7	0	4						
	その他の支出								0						
	合 計		9	7	5	9	7	0	4						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 3. 機関紙誌の発行事業費 (印刷費)						
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考			
		十億	百万	千	円								
1	印刷代		2	3	9	9	5	0	0	R5/12/27	株式会社コミュニケーションズ	東京都新宿区四谷4-13-1 山崎ビル2F	
この頁の小計			2	3	9	9	5	0	0				
その他の支出							7	7	0				
合 計			2	4	0	0	2	7	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				4. 宣伝事業費 (宣伝事業費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十	百	千	円				
31	ワッポン代			3	96000	R5/11/18	岐阜県名産販売協	岐阜県岐阜市藪田南5-14-12岐阜県シンクタンク庁舎内	
	この頁の小計			3	96000				
	その他の支出			8	07816				
	合 計			6	14116				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 5.政治資金パーティー開催事業費 (開催費)										
行番号	支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考			
		十億	百万	千	百	十	円							
1	励ます会開催費		4	7	5	8	3	5	3	R5/10/24	株式会社M西日本開発	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901		
2	励ます会司会料					2	0	0	0	R5/10/7	金島由香	京都市下京区梅小路高畑町8-10		
3	写真現像代					1	0	9	3	4	R5/10/9	株式会社タムラ	東京都新宿区西新宿6-16-6 新宿タツミビル	
	この頁の小計		4	7	8	9	2	8	7					
	その他の支出							8	1	0				
	合計		4	7	9	0	0	9	7					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 7.調査研究費 (書籍新聞代)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	地図代			16	500	R5/6/28	大垣書店京都ファミリー店	京都市右京区山ノ内池尻町1-1京都ファミリー3F	
	この頁の小計			16	500				
	その他の支出				450				
	合計			16	950				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月23日

政治団体の名称 北神圭朗後援会

会計責任者の氏名 北神 敦子

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その7 1.個人	*1	事務所の無償提供 (48,000円×12か月)
その15 1.組織活動費 (行事費)	*1	HOTEL BINARIO SAGA ARASHIYAMA
その15 6.その他の事業費 (イベント開催費)	*1	開催費 (西院・山ノ内後援会ビアパーティー)
その15 9.その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)	*1	事務所の無償提供 (48,000円×12か月)

政治資金監査報告書

令和6年5月23日

北神圭朗後援会

代表 北神 圭朗 殿

登録政治資金監査人

辰

木

繁

伸

号

登録番号 第112号

研修了年月日 平成20年9月12日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、北神圭朗後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、北神圭朗後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

北神圭朗後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、北神圭朗後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。以上

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 23 日

北神圭朗後援会

代表 北神 圭朗 殿

登録政治資金監査人  鈴木 繁 申

登録番号 第 112 号

研修了年月日 平成 20 年 9 月 12 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、北神圭朗後援会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 (支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」 (以下「政治資金監査マニュアル」という。) に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、北神圭朗後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

北神圭朗後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、北神圭朗後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。以上